

高齢者虐待の現状と 防止のために出来ること

淑徳大学 総合福祉学部 山口光治

1

はじめに

「高齢者虐待を防ぐということ」

- 虐待は人権侵害
- 虐待そのものを防ぐことだけを目指すのではなく、高齢者の「その人らしい暮らしの実現」を支援
- そのために高齢者の安全確保を第一として、養護者への支援も大切
- 高齢者の「その人らしい暮らしの実現」と養護者の「その人らしい暮らしの実現」を目指す。

高齢者福祉等に関する法制度①

■ 老人福祉法(1963年)

(基本的理念)

第二条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第三条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

高齢者福祉等に関する法制度②

■ 介護保険法(2000年)

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

高齢者福祉等に関する法制度③

■ 成年後見制度(2000年)

認知症、知的障害、精神障害などの理由でひとりで決めることが心配な方々が、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合に、家庭裁判所で選任した成年後見人等に、法定代理人として支援してもらう制度。

法定後見と任意後見がある。

高齢者福祉等に関する法制度④

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称「高齢者虐待防止法」)(2006年)

- 高齢者虐待： ①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待
- 法の目的： ①高齢者虐待の防止
②養護者に対する支援等に関する施策を促進
③もって高齢者の権利利益の擁護に資すること
- 本法は「処罰法」ではなく、福祉法的性格
- 市町村が高齢者虐待防止行政の主たる担い手
- 虐待されている被害者を救済することが第一

高齢者虐待防止法の運用

1. 高齢者虐待の早期発見の努力義務
2. 市町村への通報義務
3. 警察署長に対する援助要請が可能
4. 虐待は高齢者の人権を侵害する行為：だから放置しない(見て見ぬふりをしない)！
5. ひどい状況だけが虐待か？
6. 施設内の身体拘束も虐待

高齢者虐待とは？

- 身体的虐待
 - 性的虐待
 - 心理的虐待
 - 経済的虐待
 - 介護・世話の放棄・放任
- ※複合的に発生することも多い



どのくらい起きているのか？

出典：令和 3 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料） <https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001029243.pdf>

■ 養護者による虐待 16,426 件（相談・通報 36,378 件）

通報者：警察 32.7%、介護支援専門員 24.9%、高齢者本人からの通報も 5.8%

虐待者：息子 38.9%、夫 22.8%、娘 19.0%

虐待の種類：身体的虐待 67.3%、心理的虐待 39.5%、介護放棄（ネグレクト） 19.2%、経済的虐待 14.3%

虐待を受けた高齢者は女性が 75.6%

■ 養介護施設従事者等による虐待 739 件（相談・通報 2,390 件）

約 8 割が介護職員による虐待

虐待をどう捉えるか

- 「虐待行為」

= 「高齢者に向けられる言動や扱いとして放置できないもの」

- 虐待か否かの判断は行政

- 高齢者の尊厳ある「その人らしい生活」の実現を脅かすものであるかどうかを考え、事実を伝え相談する

「ご近所場面」 チェックリスト

次の二つの場面について、あなたはどう思いますか？

「自分自身が高齢者になった時の問題」として考えましょう

「仕方がないと思う」場合は○を、

「どちらとも言えない」場合は、△を、

「いけない事だと思う」場合は×を、

回答欄にお書き下さい。

長女夫婦と同居しているA子さんは、70歳で認知症です。
 長女は専業主婦で、長女の夫は会社員です。

	状 況	回答欄	
		私	グループ
1	A子さんがいうことを聞かないとき、家族は躑と 思って叩いています		
2	家族が外出するとき、一人で留守番するのが危険 なので、A子さんの部屋にいつも鍵を掛けていま す		
3	A子さんが家族から大声で怒鳴られています		
4	家族は A子さんが同じ事を何度も聞くので、取 り合わないことにしています		

自営業の長男夫婦と孫2人と同居しているB夫さんは80歳です。脳卒中の後遺症で一人では歩けませんでしたが意欲はしっかりしています。

5	B夫さんの一日の食事は、朝枕元に置かれたコンビニのおにぎりだけです		
6	B夫さんは熱があるのに、医療機関にかからせません		
7	B夫さんは家族が年金を管理していて、自分で使えるお金がありません		
8	B夫さんに断りなく B夫さん名義の家を長男が担保に入れて、借金をしています		

「もしもシート」

- 高齢期に起こりうる問題を「もし・・・」という問いをもとに考えてみましょう。
- 今から、どのように行動するかを考えておくことは、心の準備につながります。
- また、他の参加者のアイデアを聞くことは、複数の方法（選択肢）を知ることにつながります。

1. もし、体が不自由になり世話が必要になったとしたら、あなたは自分の考えと家族の考えのどちらを尊重しますか？
2. もし、病気や怪我で介護が必要になったとしたら、あなたは誰に介護してもらおうつもりですか？
3. もし、物忘れがひどくなったら、自分の年金、預金通帳、実印などの管理を、あなたは誰に頼みますか？
4. もし友人から、徘徊が激しい認知症の妻（もしくは夫）の介護に疲れてしまったと相談されたら、あなたはどのようにアドバイスをしますか？
5. もし友人から、母の介護をしているので一人で外出ができず、あなたにイライラし、つい手をあげてしまったりと相談されたら、あなたはどのようにアドバイスをしますか？

自分らしく暮らすためにー虐待予防のポイントー

1. 体が不自由になっても、自分の意思を持ち、自立した生活を目指しましょう！
2. 日頃から家族や近隣とのコミュニケーションを良くしておきましょう！
3. 介護が必要になったら、助けられ上手になりましょう！
4. お金や財産は、自分の意思に基づいて管理しましょう！それが困難になる前に、成年後見人に託しましょう！
5. 困ったら信頼できる人に相談しましょう！
6. 専門的に相談にのってくれる窓口を知っておきましょう！

なぜ養護者は虐待をしてしまう ののだろうか？

- 虐待は、自然には起きない。
- 原因があって結果が起こる（因果）。
- 虐待者が虐待行為をすることによって起こる。
（虐待者が虐待行為をしなければ起こらない。）
- では、なぜ虐待行為をしてしまうののだろうか？

令和3年度全国調査結果より 「虐待の発生要因（複数回答）」その1

		件数	割合(%)
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	8,615	52.4
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	7,183	43.7
	c) 孤立・補助介護者の不在等	5,465	33.3
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,655	10.1
	e) 知識や情報の不足	7,408	45.1
	f) 理解力の不足や低下	7,612	46.3
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	3,651	22.2
	h) 障害・疾病	5,282	32.2
	i) 障害疑い・疾病疑い	4,157	25.3
	j) 精神状態が安定していない	7,993	48.7
	k) ひきこもり	1,635	10.0
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,776	47.3
	m) 家族環境（生育歴・虐待の連鎖）	3,264	19.9
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがらさ	5,840	35.6
	o) 飲酒の影響	1,783	10.9
	p) 依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	1,223	7.4
	q) その他	1,304	7.9

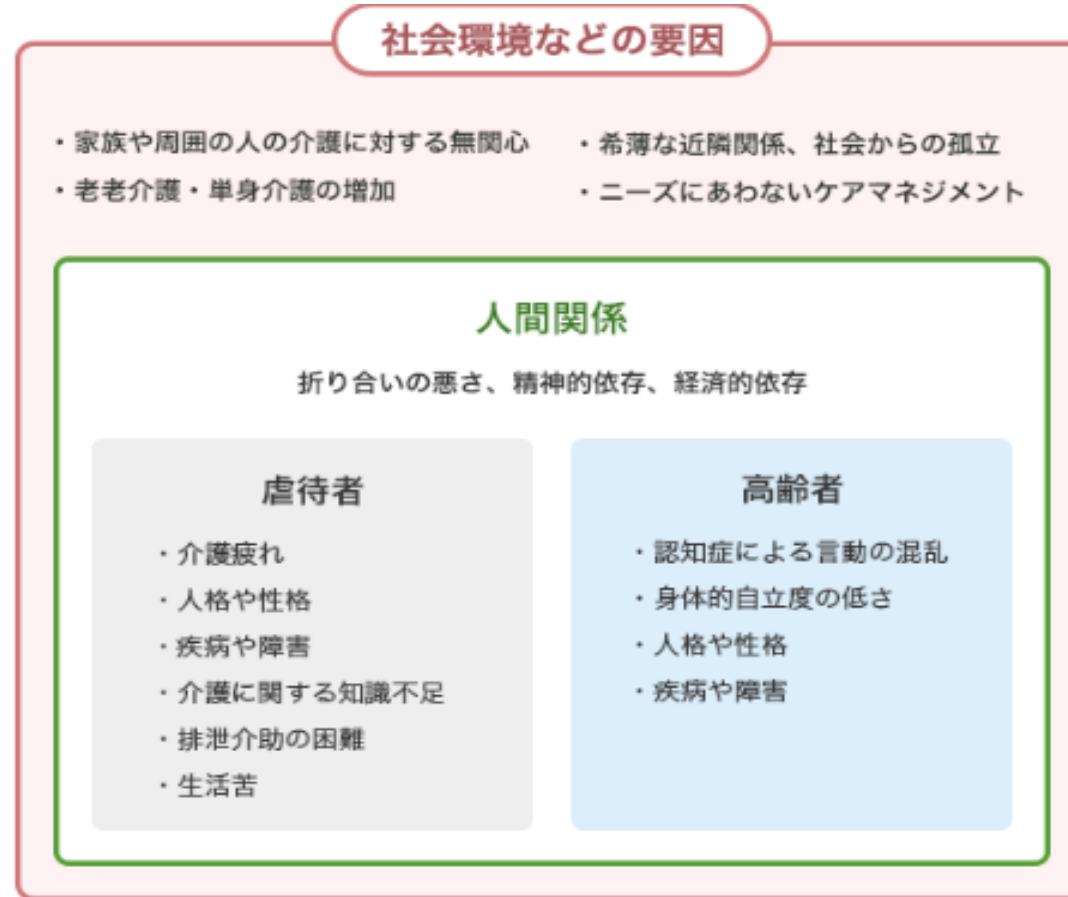
令和3年度全国調査結果より 「虐待の発生要因（複数回答）」その2

被虐待者の状況	a) 認知症の症状	9,038	55.0
	b) 精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	5,168	31.5
	c) 身体的自立度の低さ	7,045	42.9
	d) 排泄介助の困難さ	4,750	28.9
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	2,586	15.7
	f) 障害・疾病	5,958	36.3
	g) 障害疑い・疾病疑い	2,251	13.7
	h) その他	1,032	6.3
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務（経済的問題）	5,219	31.8
	b) 家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	2,698	16.4
	c) （虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,275	32.1
	d) （虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,557	21.7
	e) その他	533	3.2
その他	a) ケアサービスの不足の問題	4,164	25.4
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	951	5.8
	c) その他	329	2.0

高齢者虐待要因の構造的理解

1. 高齢者側の要因：性格や人格、認知症による症状、身体的自立度の低さ、排泄の困難さ
2. 虐待者側の要因：性格や人格、介護疲れ、ストレス、疾病や障がい(身体・知的・精神)、依存(アルコール、ギャンブルなど)、介護知識や情報不足、DV
3. 人間関係要因：過去の家族・夫婦関係、関係の拒絶
4. 社会文化的要因：サービス利用への抵抗感、介護が当然という意識、近隣の無関心
5. 経済的要因：経済的困窮、経済的利害関係

【参考】高齢者虐待の背景



出典：東京都福祉保健局
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/understand/haikai/>

虐待

事例 1

息子による母親への身体的虐待

- 母80歳代（要介護5・脳梗塞の後遺症で片麻痺）/夫（アルコール依存・精神障害・難聴）/息子50歳代（精神障害）
- 息子は排泄介助を最も負担に感じており、ヘルパーが帰った後で排泄があると、イライラして母親に暴言を吐いたり、頭部を叩くという行為があった。母親に痣や怪我はなく、息子に叩かれたことは「仕方がない」と思っている。
- 息子は衝動を抑えることが難しく、母親を措置により特養ホームへ分離保護。その後、家族の交流を回復させ、契約入所に至り、終結となる。

事例 2

息子による父親への金銭要求と暴力

- 父80歳代/息子40歳代
- 近隣に住む息子が月に1~2回、月額3万円程度のお金を借りに来る。
- 父が息子に対し小言を言った時や息子の言いつけを守らないと、父に対して怒鳴ったり、暴力をふるったりする。息子は高校を卒業してからずっと親から金銭的な援助を受けて暮らしてきたせいも、親が老いていくことを理解しておらず、親が子どもの援助をするのが当然と思っている。
- 現在は息子が就職したことで、虐待は起きていない。

事例 3

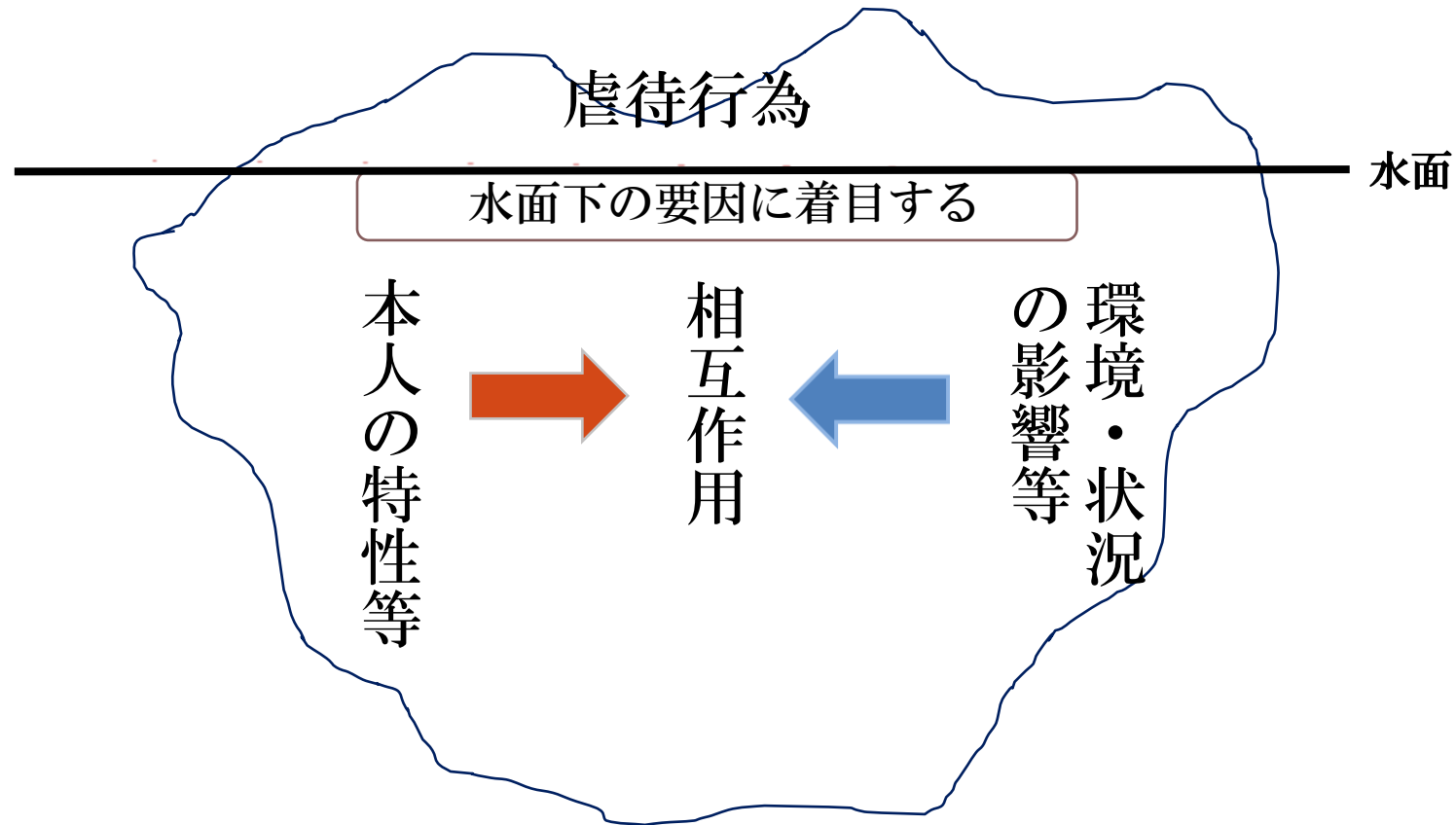
娘による母親への心理的虐待

- 母80歳代（介護認定未申請） / 娘50歳代（未婚・就労）
- 娘は「目が離せない」と言い献身的な世話をしている。一方で、母の感謝や反応がないと暴言を繰り返している状況だった。
- 介護認定申請をするも介護サービスにつながらなかったところ、母の状態が悪化し、精神科病院に入院。退院と同時に介護サービスにつながったことで、虐待も解消し終結となった。
- 娘は守るべき対象は母しかない状態であった。母の世話を言うことで、他の親戚からも、母本人からも認めて欲しいと言う気持ちが強かったと見立てている。娘の気持ちを理解し、母の世話について一生懸命やっていることを認め、伝えている。

◆なぜ養護者は虐待をしてしまうの
だろうか？

◆養護者支援のために何が必要か？

氷山の水面下をみる



「冰山モデル」：TEACCHプログラムが自閉症の障害特性を理解し支援に生かしていく際に用いられている。参考文献：水野敦之『「気づき」と「できる」から始める フレームワークを活用した自閉症支援』

養護者のタイプと支援

27

※「在宅高齢者虐待の虐待者と被虐待者の関係性に焦点をあてた介入実践モデルに関する研究」研究代表者:山口光治

本研究はJSPS科研費26380768の助成を受けたものです

研究結果

- 養護者による高齢者虐待事例を分析し、虐待をする理由によるタイプ化に取り組み、5つのタイプに分類することができた。

タイプ1 権力と支配型

タイプ2 ストレス衝動型

タイプ3 メンタル特性型

タイプ4 現状否認型

タイプ5 承認欲求型

権力と支配型

権力と支配型とは、養護者が高齢者の行動を支配するために、意図的であるかどうかに関らずに暴力や虐待行為を日常的に用いている虐待をいう。

【特徴】突発的な出来事ではなく、積み積み積もった怒りやフラストレーションの爆発でもない、日常的にパターン化した行動の一部である。

ストレス衝動型

ストレス衝動型とは、高齢者と養護者の置かれたその時の状況によって、誰にでも衝動的、突発的に起こり得る虐待をいう。

【特徴】養護者が介護疲れや介護負担、不安等の生活上の様々なストレスを抱え、気持ちに余裕がなくなり、衝動的に虐待行為をしてしまう。また、介護を他者に任せられない場合もある。

メンタル特性型

メンタル特性型とは、養護者自身に知的、発達、精神などの特性があることによって引き起こされる虐待をいう。

【特徴】生活スキルがない、他者との共感性の乏しさがある、こだわりが強く融通が利かない、認知のゆがみがある、情緒的不安定さがある等により虐待行為に至ってしまう。

現状否認型

現状否認型とは、高齢者が老いていくことや認知症などによって変わっていく現実を養護者が受け入れられない、あるいは受け入れよう、理解しようと思わずに現状を否認することによって起こる虐待をいう。

【特徴】 高齢者の現実として出来ることと出来ないことを見極めることができず、受け入れることができない。また、持ち続けていたイメージを失う恐怖が背景にある場合もある。

承認欲求型

承認欲求型とは、高齢者よりも養護者自身が他者から認められ、褒められたいために介護や世話をするなかで起きる虐待をいう。

【特徴】 一見しつかりとした介護や世話をしているように見えるが、養護者は褒められたい思いが強いので、高齢者への介護や世話を手段として用いている。

防止のために出来ること

1. 虐待を予防（未然防止）する役割
2. 虐待を早期に発見する役割
3. 虐待へ介入する役割
4. 虐待の再発を防止する役割



虐待の予防：未然防止

- 啓発活動：知識を持つこと
- 相談活動：相談すること
- 防止教育：学び、行動すること
- 対象：地域住民、高齢者自身、家族、専門職
- キーワードは「エンパワメント」



虐待の予防



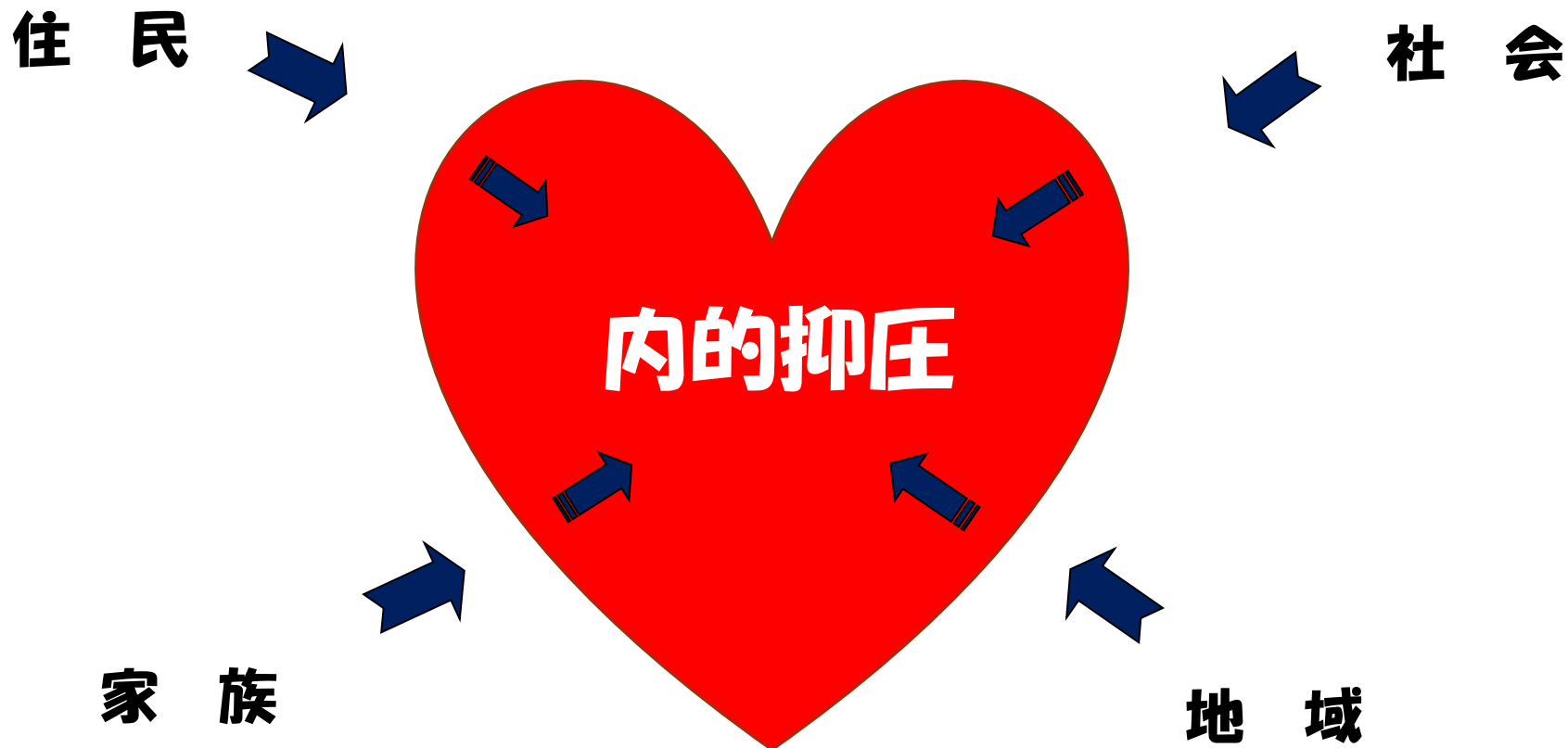
例えば・・・

「エンパワメント」とは

- 人間が本来持っているさまざまな力を、本人とともに、外的抑圧をなくし、内的抑圧を低減していくことで取り戻していく過程であり活動です。
- 援助者との協働作業が大切です。

〈高齢者を取り巻く環境〉

外的抑圧



生きる力が抑圧されてしまう現実

■ 外的抑圧

- 高齢者への差別
- 偏見
- 暴力
- 虐待
- 搾取

■ 内的抑圧

- 自分は役に立たない
- 自分が悪いんだ
- 世話してもらわないと生きられない
- 叩かれても我慢しなくては
- 息子に従わなければ・・・
- 家の中のことは他人に言えない
- どうせ先が短いのだから
- 無力感、あきらめ

〈エンパワメントの考え方〉

私の

「**生きる力**」を

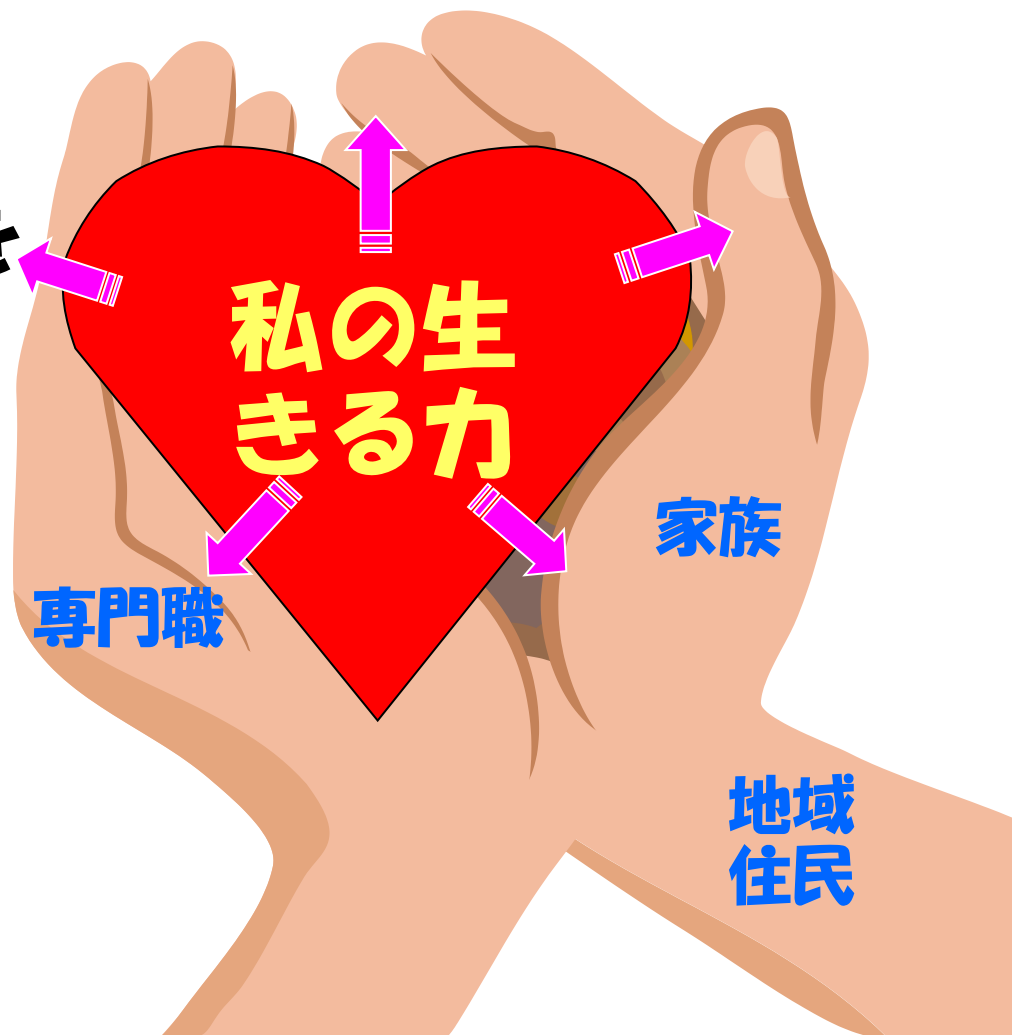
内側から

高める支援

+

外側から

高める支援



自分らしく暮らすために

－虐待予防のポイント－

1. 体が不自由になっても、自分の意思を持ち、自立した生活を目指しましょう！
2. 日頃から家族や近隣とのコミュニケーションを良くしておきましょう！
3. 介護が必要になったら、助けられ上手になりましょう！
4. お金や財産は、自分の意思に基づいて管理しましょう！それが困難になる前に、成年後見人に託しましょう！
5. 困ったら信頼できる人に相談しましょう！
6. 専門的に相談にのってくれる窓口を知っておきましょう！

取り組み例

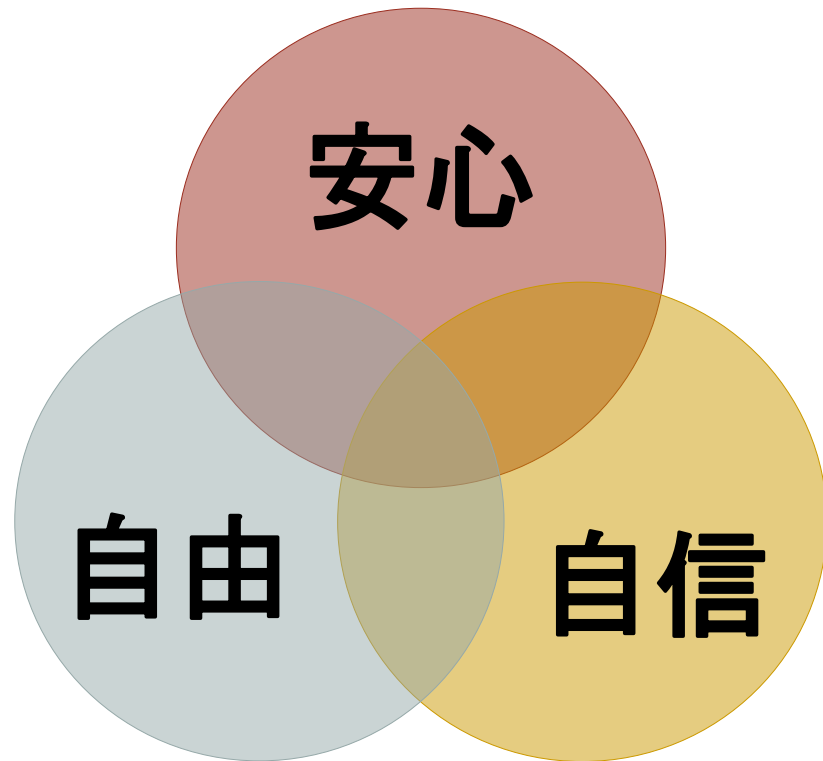
1. 市民に対して高齢者虐待の問題が起きていることの認識を高め、理解を促す（「**啓発活動**」）
2. 家庭介護者のストレスや介護負担の軽減や除去（「**社会資源の活用**」）
3. 権利擁護活動（「**相談活動**」等）
4. 高齢者の孤立防止、モニタリング・システムの創設（「**見守りネットワーク**」）
5. 介護に関する知識や技術の習得（特に「**認知症ケア**」）、介護情報の提供、教育的プログラムの提供（「**防止教育**」）
6. 高齢者自身のエンパワメントを高める。キーワードは「**エンパワメント**」

「相談活動」で大切なこと

- あなたにもできることがある。
 - ①「よく話してくれたね」「苦労しているんだね」と伝え、話を聴いてあげて、思いを受けとめてあげる。
 - ②気持ちを共感しながらよりよい方法を一緒に考える。
- 専門的に相談にのってくれる窓口を教えてあげる。または代わりにつないであげる。

虐待防止で大切なこと その1

すべての人に「人権」＝「生きる力」がある

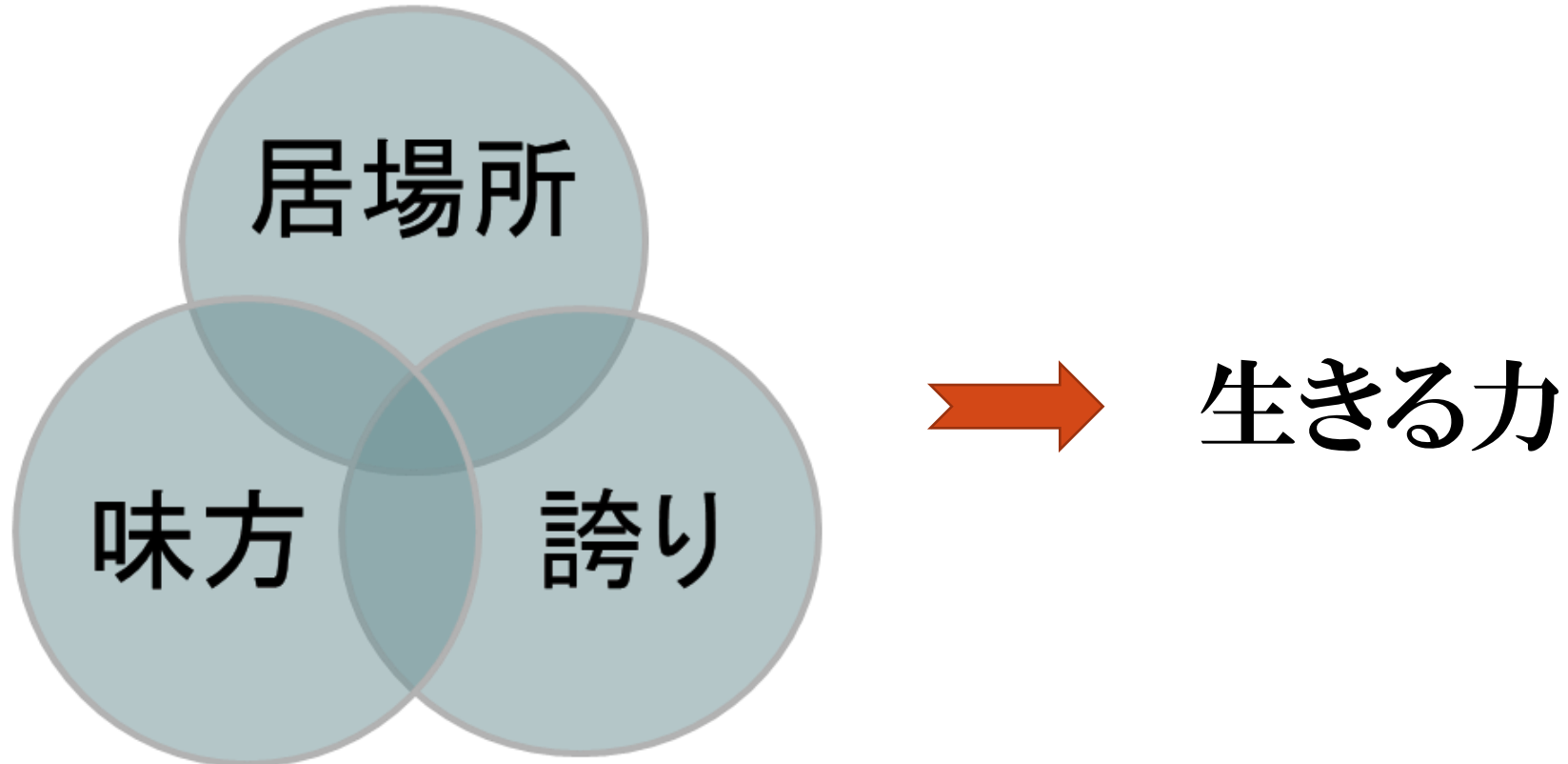


人が生まれながらに持つ権利

➡ 生きる力

虐待防止で大切なこと その2

「人が必要な3つのもの」



出典：大熊由紀子氏の講演(自殺を試みたサワトンさんの話)より

おわりに：大切なメッセージ

1. いやなことをされたら「いや！」と言っていい
2. 怖い！と思ったら、その場を離れよう！
3. 心配なことがあれば相談しよう！
4. 地域の人々が見守っていていこう！
5. 相談先：最寄りの地域包括支援センター、役場へ